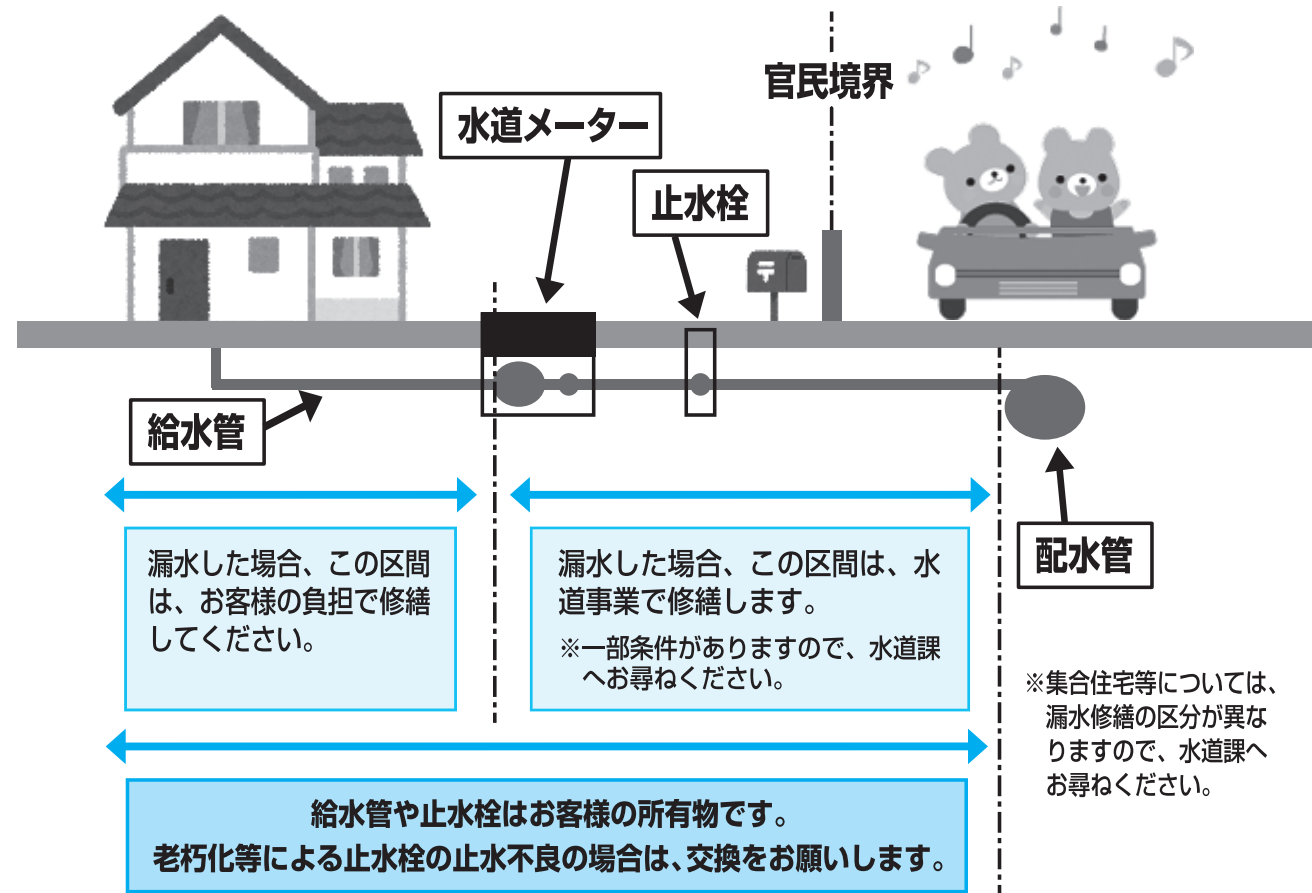


皆様がお使いになっている給水管の漏水修繕区分について



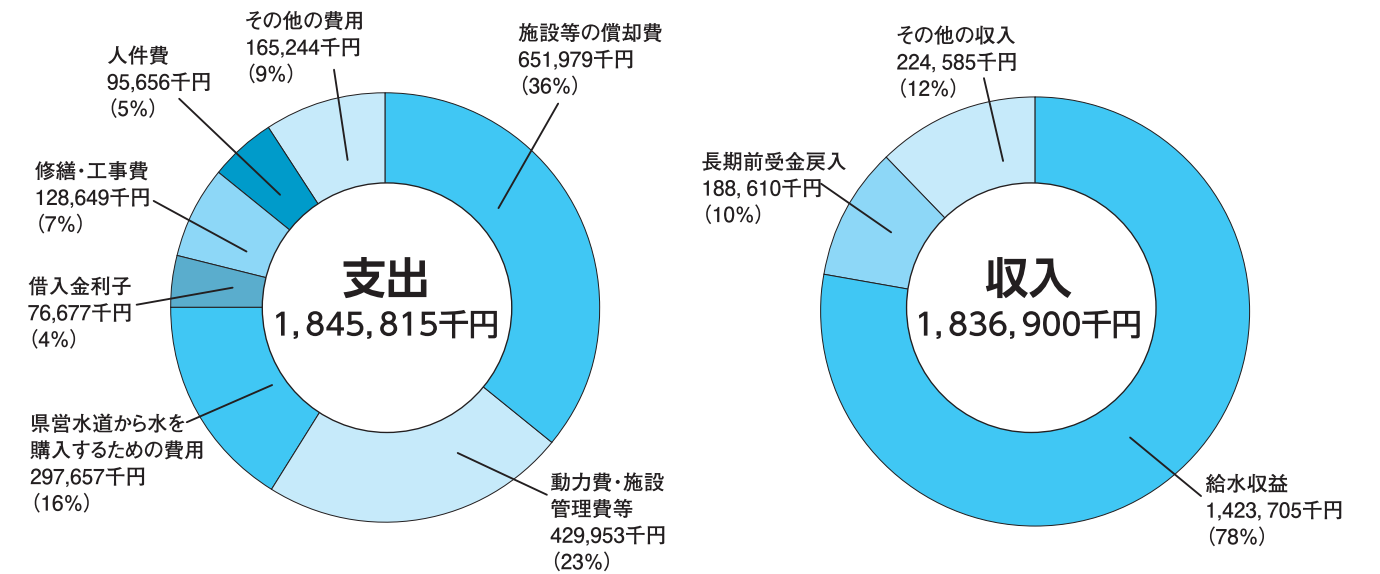
暮らしを支える水道水

水道事業の経営は、市民の皆様からお支払いいただいた水道料金収入等で経費をまかなう「独立採算制」を基本としています。

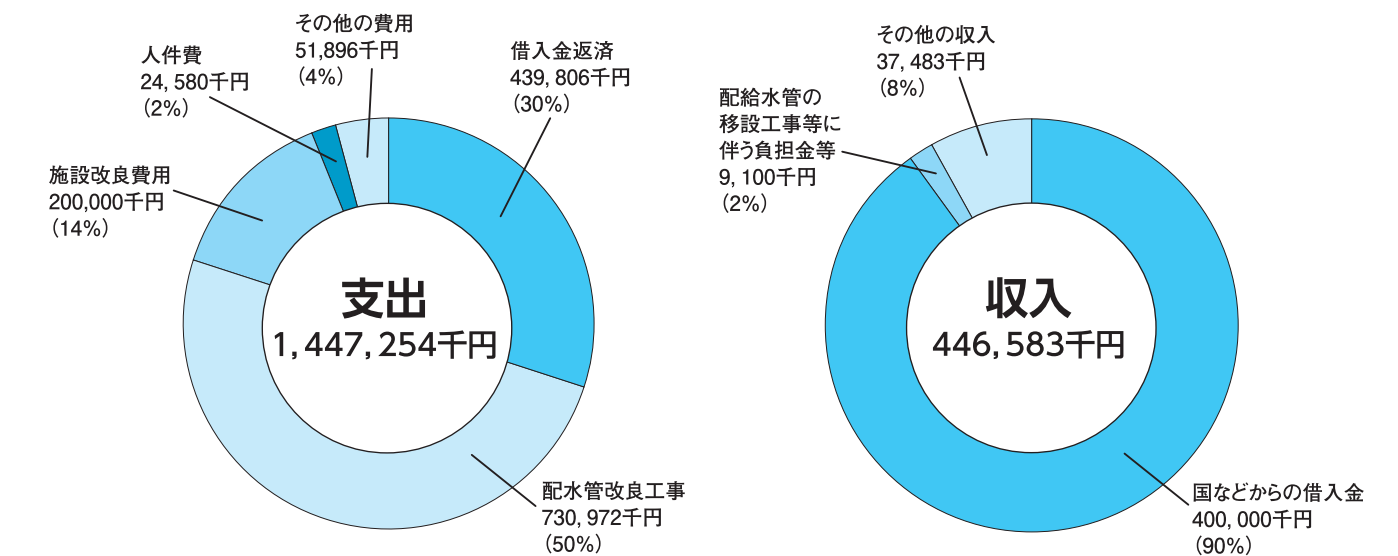
安全な水道水を安定してお届けするために、水道施設の整備を推進するとともに、老朽化した水道管を更新するための布設替工事を引き続き行ってまいります。

令和7年度予算の概要

水をお届けするための予算



施設を維持するための予算



収入が支出に対して不足する額1,000,671千円は当年度分損益勘定留保資金や建設改良積立金などで補てんします。

夜間納付窓口のご利用を

水道料金のお支払いのため、下記のとおり夜間納付窓口を開設していますので、ご利用ください。

年 月	開 設 日 (火曜日)
令和7年 8月	5日(火) 19日(火)
9月	2日(火) 9日(火)
10月	7日(火) 21日(火)
11月	11日(火) 18日(火)
12月	2日(火) 16日(火)
令和8年 1月	6日(火) 20日(火)
2月	3日(火) 17日(火)
3月	3日(火) 17日(火)

場 所: 行田市大字前谷1番地1 水道庁舎 (西部配水場内)

時 間: 午後7時まで

水道メーターの交換にご協力を

水道課では、通年にて順次、水道メーターの交換を実施しています。

該当するご家庭には、事前に「水道メーター交換のお知らせ」を郵送し、水道課から委託を受けた行田市水道工事業協同組合に加盟する工事店が交換に伺います。交換作業の前にはお声がけするようにいたしますが、ご不在の場合でもメーター交換をさせていただきますので、ご了承ください。

交換作業中は、受水槽を設置している場合を除き、約5～15分間断水いたします。

また、メーター交換後に水道を使用されるときは、空気の混入による白い濁り水等が出る場合があります。水洗トイレ、湯沸かし器、浄水器などは「濁り水」で目詰まりを起こす恐れがありますので、お使いになる前に、これらの器具がついていない蛇口から水を出し、水がきれいになったことを確認してからお使いください。